

令和 7 年度 労働報酬下限額の設定について

1 工事請負契約

(1) 新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：新宿区公契約条例第 8 条第 1 項第 1 号

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

工事の請負契約：農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価（以下「公共工事設計労務単価」という。）

ア 労働者等・一人親方

【考えられる方策】

- ① 農林水産省及び国土交通省が令和 6 年 2 月に発表した東京都における公共工事設計労務単価の 48 職種については、令和 7 年度の新宿区労働報酬下限額を、それぞれの単価に 100 分の 90 を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が増額となった場合は、その単価を基に算出する。
- ② 農林水産省及び国土交通省が令和 6 年 2 月に発表した東京都における公共工事設計労務単価のうち、設定されない職種「タイル工」、「屋根ふき工」、「建築ブロック工」の 3 職種については、令和 7 年度の新宿区労働報酬下限額を、「タイル工」については「内装工」、「屋根ふき工」については「板金工」、「建築ブロック工」については「石工」の単価に 100 分の 90 を乗じて得た額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が増額となった場合は、その単価を基に算出する。

<①説明>

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いる単価であり、農林水産省及び国土交通省が公共工事に従事する労働者の都道府県別賃金を職種ごとに調査し、賃金実態を正しく反映させた単価でもある。

平成２８年度以降、「新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」（以下「要綱」という。）又は「新宿区公契約条例」（以下「条例」という。）に基づく労働報酬下限額（要綱にあつては最低賃金水準額）を、東京都における公共工事設計労務単価に１００分の９０を乗じて得た額とし、労働者等における適正な労働環境を確保してきた。

労働報酬下限額（最低賃金水準額）を、１００分の９０を乗じて得た金額とした理由は、仮に公共工事設計労務単価をそのまま労働報酬下限額（最低賃金水準額）とした場合、受注者等が労働者等の技術や経験に応じた賃金差を設ける際、受注者等に負担がかかるおそれがあるためである。

このことを踏まえ、今年度同様、令和７年度の新宿区労働報酬下限額については、東京都における公共工事設計労務単価に１００分の９０を乗じて得た額とするという方策が考えられる。なお、東京都における公共工事設計労務単価に１００分の９０を乗じて得た金額は以下のとおりである。

（単位：円／１日当たり）

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	２５，４７０	27	普通船員	２６，５５０
02	普通作業員	２２，８６０	28	潜水士	４２，４８０
03	軽作業員	１５，８４０	29	潜水連絡員	３１，０５０
04	造園工	２３，３１０	30	潜水送気員	３０，１５０
05	法面工	２８，４４０	31	山林砂防工	２７，６３０
06	とび工	２８，０８０	32	軌道工	４８，９６０
07	石工	２８，２６０	33	型わく工	２７，０００
08	ブロック工	２６，２８０	34	大工	２５，９２０
09	電工	２７，０９０	35	左官	２７，７２０
10	鉄筋工	２７，８１０	36	配管工	２４，３００
11	鉄骨工	２５，２００	37	はつり工	２５，７４０
12	塗装工	２９，４３０	38	防水工	３０，７８０
13	溶接工	３０，４２０	39	板金工	２９，１６０
14	運転手（特殊）	２６，０１０	40	タイル工	２８，１７０
15	運転手（一般）	２１，２４０	41	サッシ工	２７，３６０
16	潜かん工	３１，５９０	42	屋根ふき工	２９，１６０
17	潜かん世話役	３７，４４０	43	内装工	２８，１７０
18	さく岩工	３２，０４０	44	ガラス工	２６，９１０
19	トンネル特殊工	３０，５１０	45	建具工	２４，２１０
20	トンネル作業員	２６，４６０	46	ダクト工	２４，３００
21	トンネル世話役	３４，５６０	47	保温工	２３，５８０
22	橋りょう特殊工	２９，６１０	48	建築ブロック工	２８，２６０
23	橋りょう塗装工	３０，２４０	49	設備機械工	２３，７６０
24	橋りょう世話役	３４，６５０	50	交通誘導警備員Ａ	１７，１００
25	土木一般世話役	２７，９００	51	交通誘導警備員Ｂ	１４，９４０
26	高級船員	３２，９４０			

【参考１】 条例(要綱)に基づく労働報酬下限額(最低賃金水準額)の設定状況

平成２２年度～平成２６年度	公共工事設計労務単価の１００分の	<u>８０</u> を乗じて得た額
平成２７年度	同上	１００分の <u>８５</u> を乗じて得た額
平成２８年度～令和６年度	同上	１００分の <u>９０</u> を乗じて得た額

【参考２】 公共工事設計労務単価に対する契約業者（２,０００万以上）の労務単価割合

令和６年４月から令和６年９月末まで

案件別平均	契約件数	構成比％	
１０５％以上	７	１１．５	１００％以上
１００～１０５％未満	８	１３．１	
９５～１００％未満	１７	２７．９	９５％以上
９０～９５％未満	２９	４７．５	
計	６１	１００	

【参考】 令和５年４月から令和６年３月末まで

案件別平均	契約件数	構成比％	
１０５％以上	１３	１６．３	１００％以上
１００～１０５％未満	１２	１５．０	
９５～１００％未満	２１	２６．２	９５％以上
９０～９５％未満	３４	４２．５	
計	８０	１００	

● 労務単価割合における業種の分布(令和５年４月から令和６年３月末まで)

案件別平均	契約件数	業種
１０５％以上	１３	空調３,給排水２,エレベーター２,道路舗装１,発電設備１,シャッター１,運動器具設置１,建築１,電気１
１００～１０５％未満	１２	電気３,道路舗装２,建築２,空調２,橋りょう１,給排水１,消火設備１
９５～１００％未満	２１	建築６,電気５,道路舗装４,空調４,一般土木１,給排水１
９０～９５％未満	３４	建築９,電気５,道路舗装５,造園５,一般土木２,給排水２,運動器具設置１,運動場施設１,空調１,下水道１,シャッター１,防水１

【参考３】 令和６年度の都内公契約条例制定自治体における公共工事設計労務単価の設定状況

	千代田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区	足立区	北区	江戸川区
東京都の公共工事設計労務単価に対する割合	９０％	９０％	８５％	９０％	９０％	９０％	前年度の ９０％	９０％	９０％

<②説明>

職種「タイル工」、「屋根ふき工」、「建築ブロック工」については、十分な有効標本数が確保できないことから、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない。

令和7年度の新宿区労働報酬下限額については、今年度同様、各職種の内容に近い職種と同様の単価とする。

<②具体的な金額>

1日あたり

職種	左記職種の内容に近い職種	令和7年度 新宿区労働報酬下限額（案）
タイル工	内装工	28,170円
屋根ふき工	板金工	29,160円
建築ブロック工	石工	28,260円

イ 未熟練工（受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者）、年金等の受給のために賃金を調整している労働者（以下「未熟練工等」という）

【考えられる方策】

未熟練工等における令和7年度の新宿区労働報酬下限額は、東京都における公共工事設計労務単価の職種“軽作業員”の単価に100分の70を乗じて得た額とする。

<説明>

公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において対象外として取り扱われる見習い・手元等は、各種の専門の職人の補助的作業・手伝いを行う作業者となり、東京都における公共工事設計労務単価における職種においては“軽作業員”に近い業務内容となる。このため、見習い・手元等の労働者における令和7年度の新宿区労働報酬下限額については、東京都における公共工事設計労務単価の職種“軽作業員”をベースに、今年度同様、100分の70を乗じて得た金額とする方策が考えられる。

<①具体的な金額>

1日あたり

	労働報酬下限額（案）
受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者	12,320円

【参考4】令和6年度の都内公契約条例制定他自治体における未熟練工等の労働報酬下限額の状況

	状況
墨田区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70% (1時間あたり1,540円)
目黒区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%
世田谷区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%
渋谷区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%
中野区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%
杉並区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%
足立区	東京都における公共工事設計労務単価(令和5年度)の「軽作業員」の72%(1時間あたり1,512円)
北区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%
江戸川区	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%

※千代田区については、労働者等と見習い・手元等を分けて設定はしていない。

【参考5】東京都における公共工事設計労務単価に設定の無い3職種の他地域における設定状況

職種	公共工事設計労務単価 (令和6年3月から) (A)	適用地 (近隣県)	(A)×0.9	新宿区労働報酬下限額 (令和6年3月4日から)
タイル工	24,200円	茨城県	21,780円	28,170円
		栃木県		
		群馬県		
屋根ふき工	31,500円	福島県	28,350円	29,160円
建築ブロック工	設定なし	—	—	28,260円

【参考6】新宿区発注の工事案件における未熟練工及び軽作業員の賃金額状況
(公契約条例適用案件)

		適用件数	賃金額平均	労働報酬下限額
令和5年度	未熟練工	0件	—	11,760円
	軽作業員	9件	18,000円	15,120円
令和6年度(11月末まで)	未熟練工	1件	13,000円	12,320円
	軽作業員	9件	18,204円	15,840円

2 業務委託契約・指定管理協定

(1) 新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：新宿区公契約条例第8条第1項第2号

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

業務委託契約及び協定：新宿区職員の給与に関する条例（昭和27年新宿区条例第1号）第5条第1項第1号ロに掲げる行政職給料表（二）が適用される職員が初任給として受けるべき給料月額

当該各号に定める額

その他の事情

両方を勘案して定める

※どちらか一方を基準とするものではありません。

【考えられる方策】

① 業務委託契約及び協定（神奈川県足柄下郡箱根町にある「新宿区立中強羅区民保養所」、山梨県北杜市にある「新宿区立区民健康村」及び長野県北佐久郡立科町にある「新宿区立女神湖高原学園」における協定（以下「郊外施設の協定」という。）を除く。）における令和7年度の新宿区労働報酬下限額は、1時間あたり1, 438円とする。

② 郊外施設の協定における令和7年度の新宿区労働報酬下限額は、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額と東京都における地域別最低賃金額の格差率に令和7年度の新宿区労働報酬下限額を乗じた金額とする。

- ・新宿区立中強羅区民保養所（神奈川県）は 1, 437円（+284円）
 - ・新宿区立区民健康村（山梨県）は 1, 222円（+244円）
 - ・新宿区立女神湖高原学園（長野県）は 1, 234円（+246円）
- （）内は前年度との比較

<①説明>

【計算式】

$$\frac{(\text{月額 } 176,400 \text{ 円 (昨年比 } 23,000 \text{ 円 UP) } + \text{地域手当}) \times 12 \text{ 月}}{1,767.00 \text{ (38 時間 45 分} \times 52 \text{ 週} - 7 \text{ 時間 45 分} \times (16 + 16 \text{ 日) (休日等))}$$

$$= 254 \text{ 万 } 0160 \text{ 円} / 1,767.00 = 1,437.5551 \dots$$

1 時間あたり 1,438 円

新宿区労働報酬下限額は当該業務に従事する労働者等に対して支払われるべき報酬の下限額である。業務委託等は、受注者が区の代わりに区の業務を行うものであることから、新宿区労働報酬下限額の決定にあたり、区職員の技能系高卒程度の初任給である行政職（二）１級１９号給をベースにする。令和６年度第２回労働報酬等審議会においては、特別区人事委員会勧告に基づく行政職（二）１級１９号給の引き上げ額を２３，９００円と想定したが、引き上げ額が２３，０００円で確定したため、改めて労働報酬下限額を算出する。

また、昨年度同様に、有給休暇取得日数を考慮して労働報酬下限額を算出する考え方がある。有給休暇取得日数については、令和５年度における新宿区職員の有給休暇平均取得日数である１６日を算入することが妥当と考えられる。

以上を踏まえ算出した令和７年度の新宿区労働報酬下限額は、今年度より１９３円高い１，４３８円とする方策がある。

<①具体的な金額>

令和７年度の新宿区労働報酬下限額（案） ⇒ １，４３８円

【参考１】要綱又は条例に基づく最低賃金水準額の推移（新宿区）＜各年４月に変更＞

設定年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度 (案)
時間単価 (１時間 あたり)	１，０２０ 円	１，０５０ 円	１，０５０ 円	１，０８０ 円	１，２０２ 円	１，２４５ 円	１，４３８ 円
前年と の差額	+３０円	+３０円	±０円	+３０円	+１２２円	+４３円	+１９３円

【参考２】最低賃金額の推移(東京都)＜各年１０月に変更＞

発効年月	令和元年 10 月	令和 2 年 10 月	令和 3 年 10 月	令和 4 年 10 月	令和 5 年 10 月	令和 6 年 10 月
最低賃金額 (1 時間 あたり)	1, 0 1 3 円	1, 0 1 3 円	1, 0 4 1 円	1, 0 7 2 円	1, 1 1 3 円	1, 1 6 3 円
前年との 差額	+ 2 8 円	± 0 円	+ 2 8 円	+ 3 1 円	+ 4 1 円	+ 5 0 円

【参考３】令和 6 年人事院勧告の主な概要

- (1) 特別給（期末手当・勤勉手当）については、支給月数を 0. 1 0 月引き上げる（4. 6 0 月）。
- (2) 月例給については、民間給与との較差（△11,183 円、△2.76％）を埋めるため、総合職試験（大卒程度）に係る初任給を 29,300 円、一般職試験（大卒程度）に係る初任給を 23,800 円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を 21,400 円引き上げる。これを踏まえ、若年層に重点を置き、俸給表を引き上げ改定する。平均改定率は 1 級（係員）で 11.1％、2 級（主任等）で 7.6％。

【参考４】令和 6 年東京都人事委員会勧告の主な概要

- (1) 特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合 4. 8 5 月分を勘案し、支給割合を 0. 2 0 月引き上げる（4. 8 5 月）。
- (2) 月例給については、民間給与との較差（△10,595 円、△2.59％）を解消するため、初任給（Ⅰ類 B で 29,300 円、Ⅱ類で 29,300 円、Ⅲ類で 27,900 円の引上げ）及び若年層に重点を置きつつ、全級全号給について給料表を引き上げる（平均改定率 2.7％）。

【参考５】令和 6 年特別区人事委員会勧告の主な概要

- (1) 特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合 4. 8 7 月分を勘案し、支給割合を 0. 2 0 月引き上げる（4. 8 5 月）。
- (2) 月例給については、民間給与との較差（△11,029 円、△2.89％）を解消するため、初任給（Ⅰ類で 23,800 円、Ⅲ類で 23,900 円の引上げ）及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で 1,000 円以上給料月額を引き上げる。

【参考 6】都内公契約条例制定自治体の令和 6 年度労働報酬下限額の設定状況
資料 5 参照

【参考 7】令和 5 年度委託契約における労働報酬下限額

区の業務委託の発注に当たっては、市場価格なども調査して、業務に必要な経費を積算している。令和 5 年度契約案件の労働環境確認報告書を分析すると、労働報酬下限額の平均額は 1,445 円であった。

令和 5 年度委託契約における労働報酬下限額

1 時間あたりの下限額	件数	割合	
1202 円	59	19.6%	
1203 円以上 1250 円以下	77	25.6%	
1251 円以上 1300 円以下	29	9.6%	
1301 円以上 1400 円以下	36	12.0%	
1401 円以上 1500 円以下	38	12.6%	
1501 円以上 1600 円以下	15	5.0%	
1601 円以上 1700 円以下	6	2.0%	
1701 円以上 1800 円以下	3	1.0%	
1801 円以上 1900 円以下	5	1.7%	
1901 円以上 2000 円以下	8	2.7%	(単位：円)
2001 円以上	25	8.3%	平均値
計	301	100.0%	1,445

令和5年度委託契約における労働報酬下限額の業種の分布

1時間あたりの下限額	件数	業種内訳
1202 円	59	福祉サービス9,給食調理6,道路公園管理5,運送4,受付3,学校用務3,催事関係業務3,児童指導3,清掃3,総合業務運営3,建物総合管理3,警備2,資源回収2,保育業務2,医事業務1,印刷1,クリーニング1,市場調査1,電気暖冷房保守1,図書館業務1,廃棄物処理1,保健業務1
1203 円以上 1250 円以下	77	児童指導24,給食調理16,道路公園管理6,福祉サービス5,警備3,運送2,学校用務2,検査業務2,建築設計2,広告代理2,催事関係業務2,総合業務運営2,電気暖冷房保守2,印刷1,申請受付1,測量1,通信施設保守1,都市計画調査1,図書館業務1,旅行1
1251 円以上 1300 円以下	29	情報処理5,道路公園管理4,運送3,印刷2,催事関係業務2,総合業務運営2,廃棄物処理2,計画策定1,警備1,市場調査1,申請受付1,測量1,土木設計1,福祉サービス1,保健業務1,給付業務1
1301 円以上 1400 円以下	36	情報処理11,給付業務5,道路公園管理4,総合業務運営2,測量2,保育業務2,運送1,教育支援1,警備1,建築設計1,市場調査1,地質調査1,通信施設保守1,電気暖冷房保守1,廃棄物処理1,福祉サービス1
1401 円以上 1500 円以下	38	情報処理15,福祉サービス4,警備2,資源回収2,保健業務2,総合業務運営1,検査業務1,印刷1,運送1,機械運転1,機械設備保守1,計画策定1,建築設計1,申請受付1,電気暖冷房保守1,道路公園管理1,廃棄物処理1,保育業務1
1501 円以上 1600 円以下	15	情報処理3,福祉サービス2,教育支援2,測量2,電気暖冷房保守2,印刷1,警備1,通信施設保守1,道路公園管理1
1601 円以上 1700 円以下	6	受付1,運送1,警備1,建築設計1,児童指導1,電気暖冷房保守1
1701 円以上 1800 円以下	3	土木設計2,情報処理1
1801 円以上 1900 円以下	5	都市計画調査2,建築設計1,市場調査1,廃棄物処理1
1901 円以上 2000 円以下	8	都市計画調査2,図面作成1,看護1,福祉サービス1,教育支援1,廃棄物処理1,情報処理1
2001 円以上	25	教育支援4,通信施設保守4,情報処理3,看護2,建築設計2,電気暖冷房保守2,計画策定1,催事関係業務1,市場調査1,清掃1,建物総合管理1,土木設計1,福祉サービス1,給付業務1
計	301	

【参考 8】新宿区における入札状況（落札率）（令和 5 年度）

	落札率の平均値		
	工事	委託	物品
入札全体	88.78% (138 件)	83.39% (448 件)	86.50% (136 件)
区長契約のみ	89.08% (61 件)	86.71% (104 件)	90.23% (35 件)
公契約条例対象のみ	89.08% (61 件)	87.67% (86 件)	—

※単価合計方式による入札を除く

※売却のための入札を除く

落札率の分析（入札全体）

●工事

落札率	件数	割合	業種
95%以上 100%以下	54 件	39.2%	建築 19, 空調 12, 道路舗装 9, 給排水 6, 造園 2, 電気 1, 消火設備 1 橋りょう工事 1, エレベーター1, 電話通信 1, 運動器具 1
90%以上 95%未満	16 件	11.6%	建築 6, 空調 5, 給排水 3, 造園 1, 一般土木 1
85%以上 90%未満	17 件	12.3%	建築 6, 電気 4, 空調 3, 給排水 2, 造園 1, 電源設備 1
80%以上 85%未満	17 件	12.3%	電気 5, 建築 4, 造園 4, シャッター2, 道路舗装 1, 防水 1
75%以上 80%未満	21 件	15.2%	電気 7, 建築 7, 一般土木 2, 電話通信 2, 下水道施設 1, 防水 1 シャッター1
75%未満	13 件	9.4%	電気 8, 道路舗装 1, 発電設備 1, 運動場施設 1, 道路標識 1 道路標示 1

・主要 6 業種の平均落札率

業種	件数	平均落札率
建築	42 件	91.56%
電気	25 件	78.38%
空調	20 件	95.48%
給排水	11 件	94.68%
道路舗装	11 件	94.32%
造園	8 件	89.66%

●委託

落札率	件数	割合	業種
95%以上 100%以下	101 件	22. 5%	運送 10, 廃棄物処理 10, 電気暖冷房保守 9, 印刷 6, 派遣 6, 都市計画調査 6, 警備 5, 検査業務 5, 催事関係業務 5, 道路公園管理 5, 市場調査 4, 浄化槽清掃 4, 土木設計 3, 受付 2, 機械設備保守 2, クリーニング 2, 建築設計 2, 講座等運営 2, 保育業務 2, 保健業務 2, 運動施設保守 1, 害虫駆除 1, 教育支援 1, 広告代理 1, 清掃 1, 測量 1, 速記 1, 通信施設保守 1, 福祉サービス 1
90%以上 95%未満	58 件	12. 9%	派遣 9, 電気暖冷房保守 7, 清掃 6, 運送 5, 害虫駆除 3, 警備 3, 機械設備保守 3, 図面作成 3, 速記 3, 印刷 2, 測量 2, 都市計画調査 2, 福祉サービス 2, 運動施設保守 1, 検査業務 1, 市場調査 1, 浄化槽清掃 1, クリーニング 1, 通信施設保守 1, 道路公園管理 1, 廃棄物処理 1
85%以上 90%未満	83 件	18. 5%	派遣 34, 廃棄物処理 7, 市場調査 5, 印刷 4, 運送 4, 道路公園管理 4, 清掃 3, 警備 2, 検査業務 2, 建物総合管理 2, 通信施設保守 2, 医事業務 1, 受付 1, 害虫駆除 1, 家具等取付 1, クリーニング 1, 建築設計 1, 広告代理 1, 講座等運営 1, 情報処理 1, 図面作成 1, 電気暖冷房保守 1, 都市計画調査 1, 福祉サービス 1, 保育業務 1
80%以上 85%未満	70 件	15. 6%	派遣 32, 電気暖冷房保守 7, 清掃 3, 道路公園管理 3, 印刷 2, 運送 2, 害虫駆除 2, 教育支援 2, 検査業務 2, 浄化槽清掃 2, 総合業務運営 2, 都市計画調査 2, 廃棄物処理 2, 医事業務 1, 建築設計 1, 講座等運営 1, 情報処理 1, 図面作成 1, 建物総合管理 1, 図書館業務 1
75%以上 80%未満	40 件	8. 9%	派遣 10, 電気暖冷房保守 7, 印刷 3, 都市計画調査 3, 土木設計 3, 運送 1, 給食調理 1, 警備 1, 検査業務 1, 広告代理 1, 講座等運営 1, 資源回収 1, 市場調査 1, 清掃 1, 測量 1, 速記 1, 建物総合管理 1, 道路公園管理 1, 保健業務 1
70%以上 75%未満	34 件	7. 6%	派遣 8, 印刷 5, 電気暖冷房保守 3, 運動施設保守 2, 広告代理 2, 土木設計 2, 医事業務 1, 運送 1, 看護 1, 機械設備保守 1, 給付業務 1, 警備 1, 講座等運営 1, 測量 1, 清掃 1, 地質調査 1, 都市計画調査 1, 福祉サービス 1
60%以上 70%未満	29 件	6. 5%	電気暖冷房保守 5, 検査業務 4, 印刷 2, 広告代理 2, 講座等運営 2, 受付 1, 運送 1, 害虫駆除 1, 看護 1, クリーニング 1, 警備 1, 建築設計 1, 催事関係業務 1, 市場調査 1, 道路公園管理 1, 都市計画調査 1, 廃棄物処理 1, 派遣 1, 保育業務 1

50%以上 60%未満	18 件	4.0%	講座等運営 3, 電気暖冷房保守 2, 都市計画調査 2, 印刷 1, 運送 1 機械設備保守 1, 検査業務 1, 広告代理 1, 催事関係業務 1, 情報処理 1, 総合業務運営 1, 道路公園管理 1, 土木設計 1, 廃棄物処理 1
50%未満	15 件	3.5%	講座等運営 4, 検査業務 2, 広告代理 2, 受付 1, 運送 1, 害虫駆除 1 給付業務 1, 市場調査 1, 通信施設保守 1, 翻訳 1

●物品

落札率	件数	割合	業種
95%以上 100%以下	47 件	34.6%	賃貸借 4 (一般 3, 情報機器 1) 印刷 5 物品購入 38 (事務用品 8, 被服等 6, 給食用品 4, 教育用品 4, 家具 3 防災用品 3, 雑貨 2, 情報機器 2, 薬品等 2, 家電 1, 車両 1, 土木用品 1, 福祉用品 1)
90%以上 95%未満	22 件	16.2%	賃貸借 11 (一般 6, 情報機器 5) 印刷 2 物品購入 9 (事務用品 3, 被服等 2, 家具 1, 家電 1, 車両 1, 防災用品 1)
85%以上 90%未満	23 件	16.9%	賃貸借 9 (情報機器 8, 一般 1) 印刷 6 物品購入 8 (防災用品 2, 情報機器 1, 教育用品 1, 事務用品 1, 車両 1, 被服等 1, 薬品等 1)
80%以上 85%未満	15 件	11.0%	賃貸借 4 (情報機器 4) 印刷 4 物品購入 7 (事務用品 3, 家電 1, 雑貨 1, 福祉用品 1, 防災用品 1)
75%以上 80%未満	9 件	6.6%	賃貸借 1 (情報機器 1) 印刷 3 物品購入 5 (教育用品 3, 家具 1, 事務用品 1)
75%未満	20 件	14.7%	賃貸借 8 (一般 4, 情報機器 4) 印刷 4 物品購入 8 (百貨店 2, 雑貨 1, 家具 1, 事務用品 1, 情報機器 1, 被服等 1, 防災用品 1)

<②説明>

区は、区民の保養施設（宿泊施設）として、次の3施設を運営しており、これらの施設は指定管理者制度を導入している。1時間あたり

	施 設 名	所 在 地	令和7年度 労働報酬下限額 (最低賃金額) (案)
区民保養施設	中強羅区民保養所 「箱根つつじ荘」	神奈川県足柄 下郡箱根町	1, 4 3 7 円
	区民健康村 「グリーンヒル八ヶ岳」	山梨県北杜市 長坂町	1, 2 2 2 円
区外学習施設	女神湖高原学園 「ヴィレッジ女神湖」	長野県北佐久 郡立科町	1, 2 3 4 円

新宿区公契約条例制定以前は、指定管理者制度の中で労働者等に最低賃金額以上の報酬を支払うといった運用をしており、労働者等の労働環境を適正に確保してきた。

また、公契約条例制定後、令和4年度までは各県の最低賃金額を労働報酬下限額とし、令和5年度から令和6年度までは、各県の最低賃金額を基準とし、さらに10月に最低賃金額が引き上げられることを見込み、前年の最低賃金額の増額分と同額を加えた金額としてきた。

しかしながら、令和5年度、令和6年度とも10月以降において労働報酬下限額が各県の最低賃金額を下回ることとなったため、考え方を再検討することとした。

令和7年度においては、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額と東京都における地域別最低賃金額の格差率に令和7年度の新宿区労働報酬下限額を乗じた金額とする。

なお、令和6年度第2回新宿区労働報酬等審議会で提案した新宿区労働報酬下限額を修正提案したため、これに伴い郊外施設の協定における労働報酬下限額も上記のとおり修正提案する。

【計算式】（例：区民健康村「グリーンヒル八ヶ岳」）

〔988円（R6.10 山梨県最低賃金）÷ 1, 163円（R6.10 東京都最低賃金）〕
× 1, 438円（令和7年度新宿区労働報酬下限額）＝ 1, 222円